太陽光発電設備等(再生可能エネルギー発電設備)に係る課税について

家屋の屋根・土地等に10キロワット以上の太陽光パネルを設置して、売電する場合には、設置した太陽光パネル等の設備は固定資産税(家屋または償却資産)の対象となります。太陽光パネルの設置方法により、固定資産税の課税内容は下表のとおりとなります。下表に基づいて、償却資産に該当するそれぞれの設備を所有されている方は固定資産税(償却資産)の申告をお願いします。

1 設置者および発電規模別課税区分

		10kw以上の太陽光発電設備	101、小牛港の大胆业系電訊店	
設置者			10kw未満の太陽光発電設備	
		(余剰売電・全量売電)	(余剰売電)	
個人	(住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた	売電するための事業用資産とはなりません	
		太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は		
		余剰を売電される場合は、売電するための事	ので、償却資産としては <u>課税の対象外</u> と なります。	
		業用資産となり、発電に係る設備は 課税の対象	7 C 9 C	
		<u>となります。</u>		
個人	(事業用)	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余 剰売電かにかかわらず償却資産として 課税の対象 になります。		
	法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として <u>課税の対象</u> になります。		

※家屋に一体の建材(屋根材など)として太陽光パネルを設置している場合は、家屋としての評価の対象となり、償却資産の対象となりません。

2 太陽光発電設備の課税標準の特例について

	(旧地方税法	平成 30 年度税制改正 附則第 15 条第 33 項第 1 号イ・2 号イ)	令和 5 年度税制改正 (地方税法附則第 15 条第 25 項第 1 号イ・2 号イ)			
		平成 30 年 4 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日			
取得時期		~	~			
		令和 2 年 3 月 31 日	令和 6 年 3 月 31 日			
対象設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得されたもの					
对 家证 IIII	(再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外)					
	設備の規模	適用期間及び特例割合	設備の規模	適用期間及び特例割合		
		新たに固定資産税(償却資産)が課せ		新たに固定資産税(償却資産)が課せ		
適用期間	1000kw 未満	られることとなった年度から3年度分の	1000kw 未満	られることとなった年度から3年度分の		
及び		課税標準額を3分の2とする		課税標準額を3分の2とする		
特例割合	1000kw 以上	新たに固定資産税(償却資産)が課せ		新たに固定資産税(償却資産)が課せ		
		られることとなった年度から3年度分の	1000kw 以上	られることとなった年度から3年度分の		
		課税標準額を4分の3とする		課税標準額を4分の3とする		
	1.「償却資産申告書」					
	「償却資産種類別明細書」					
必要書類						
	2.一般社団法人環境共創イニシアチブまたは公益財団法人日本環境協会が発行する					
	「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書」の写し					

問い合わせ先 〒839-1393 福岡県うきは市吉井町新治316番地 **うきは市役所 税務課資産税係** TEL 0943-75-4977(直通)